

# 令和 8 年度権利擁護推進員養成研修 開催要項

## 1. 目的

高齢者虐待防止法の理解及び介護現場において、権利擁護の視点に立った実践的手法を修得し、それを指導的立場で推進する人材の育成。

2. 主催 島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 会場・期日・定員 ※定員を超過した場合は、申込時の優先順位等を考慮して受講をお断りする場合があります。

会場	期日	開催場所	定員	申込〆切
松江	【前期】 5月12日(火)～14日(木)	島根県松江合同庁舎 2F 講堂	20名	4/13(月) 13時
	【後期】 8月27日(木)	いきいきプラザ島根 403 研修室		
浜田	【前期】 9月1日(火)～3日(木)	いわみーる 401 研修室	20名	8/3(月) 13時
	【後期】 12月17日(木)			
【講師】	一般社団法人島根県社会福祉士会 阪田 健嗣氏			

## 4. 受講対象者

虐待防止及び権利擁護の取組を介護施設等で指導的立場から推進できる職員（施設長、介護主任等）で、自施設等実習（60日間）において施設の協力を得られる方。

## 5. 申込方法・受講決定・受講料

### (1) 申込期間

【松江会場】 4月13日（月）13時 までにお申込みください。

【浜田会場】 8月3日（月）13時

※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。事業所内で優先順位を付したうえで申し込みをしてください。

※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください（個人での申込みはできません）。

※職員登録の際は氏名・生年月日を正確に入力してください。修了証書にそのまま記載されます。

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎての受講申し込みは受け付けません。
- 『研修受講サポートシステム』の申し込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

### (2) 受講決定

受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。申込み期間終了後、1週間程度で「受講決定通知書」を郵送します。決定通知が届かない場合は、下記まで必ずご連絡ください。**決定通知がない場合は、受講ができません。**また、受講をお断りする場合は、その旨お知らせします。

### (3) 受講料等 **おひとり 3,000 円 (消費税非課税)**

受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付します。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください)

※受講決定後の取消しはご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、振込期日までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。

## 6. 修了証書の交付等

(1) 定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書を交付します。

(2) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は原則認めません。

※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。

(3) 欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。

※詳細は別紙「研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

## 7. 会場アクセス

**【松江会場】 <前期> 島根県松江合同庁舎 松江市東津田町 1741-1**

**<後期> いきいきプラザ島根 松江市東津田町 1741-3**

◎【バス】松江駅 1 番乗場 南循環外回り乗車⇒「県合同庁舎前」または「上谷南」下車 (所要：約 20 分)

◎【バス】松江駅 4 番乗場 川津線乗車⇒「県合同庁舎前」下車 (所要：約 20 分)

**【浜田会場】 <全期> いわみーる 浜田市野原町 1826-1**

◎【バス】JR 浜田駅より 大学線乗車⇒いわみーる下車 (約 10 分)

## 8. 問い合わせ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 (島根県福祉人材センター) 担当/有馬・鬼村

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

受講申込の際に頂く個人情報は、研修の受講名簿等の作成、各種資料の送付、修了証書送付等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。

## 令和 8 年度権利擁護推進員養成研修【日程表】

日程	時間	内容		
前期	1 日目	9 : 30～	受付	
		9 : 55～	開会	オリエンテーション
	(松江) 5/12 (火)	10 : 00～11 : 00	講義①	権利擁護支援の基本と福祉サービス利用者の権利擁護
		11 : 00～12 : 30	講義②	高齢者虐待防止法と虐待の現状 I・II (島根県内の状況と虐待対応専門職チームの活動紹介等)
	(浜田) 9/1 (火)	12 : 30～13 : 30	昼食休憩 (60分)	
		13 : 30～15 : 00	講義③・グループワーク	身体拘束と利用者の行動制限・制約について
		15 : 00～16 : 00	グループワーク	自施設等における状況
	2 日目	09 : 30～11 : 00	講義④	利用者の思いを尊重した意思決定支援
		11 : 00～12 : 00	講義⑤	支援を変えるコミュニケーション
	(松江) 5/13 (水)	12 : 00～13 : 00	昼食休憩 (60分)	
		13 : 00～14 : 00	講義⑥	養介護施設従事者からの虐待防止
	(浜田) 9/2 (水)	14 : 00～	個人ワーク I	DVD「神戸市の高齢者虐待防止」視聴・ワークシート記入
		16 : 00	グループワーク	個人ワーク結果をグループ共有
	3 日目	09 : 30～10 : 30	発表	修了者による実践事例報告と意見交換
		10 : 30～12 : 00	講義⑦	感情コントロールとストレスマネジメント
	(松江) 5/14 (木)	12 : 00～13 : 00	昼食休憩 (60分)	
		13 : 00～13 : 30	個人ワーク II	施設従事者自己チェック
	(浜田) 9/3 (木)	13 : 30～14 : 30	グループワーク	養介護施設における不適切な対応について事例検討
		14 : 30～15 : 50	講義⑧ 個人ワーク III	自施設等実践計画書の作成
		15 : 50～16 : 00	アンケート記入	
<b>自施設等実習 (60 日間) 実習報告書提出が必須</b>				
後期	4 日目	10 : 00～12 : 00	グループワーク	自施設等実習を各自グループ内報告
		12 : 00～13 : 00	昼食休憩 (60分)	
	(松江) 8/27 (木)	13 : 00～14 : 30	全体報告	選抜者による自施設等実習の発表
		14 : 30～14 : 45	まとめ	
	(浜田) 12/17 (木)	14 : 45～15 : 00	アンケート記入	
		15 : 00	修了証書交付	

\* 適宜休憩が入ります。\* 進行上、若干変更することがあります。